

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので
ご注意願います。

ご不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成 30 年 8 月 27 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで(予定)	額田郡幸田町岩堀地区 (岡崎支局管轄)	土地区画整理事業
平成 30 年 10 月 10 日から 平成 30 年 10 月 24 日まで(予定)	豊明市阿野町平地、稲葉 以上の一部 (熱田出張所管轄)	土地区画整理事業